



# チリリン・タイム



中・高生用

事故にあわないためには、どうすればいいの？

## 【自転車の通行場所・通行方法について】

高校生のAさんは、学校に遅刻しそうだったため、スピードを出して歩道を自転車を運転していました。

すると、歩道を歩いていた人とぶつかりそうになってしまいました。



Check!

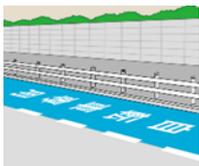
検討してみよう！  
自転車の通行区分は？  
歩道はどう走る？



### ★自転車の通行区分

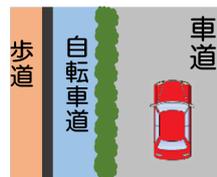
- ①歩道、車道の区別のある道路では、**原則**車道の左側端を通行しなければならない。
- ②「普通自転車専用通行帯」(※1)が設けられている道路では、その通行帯を通行しなければならない。
- ③「自転車道」(※2)が設けられている道路では、自転車道を通行しなければならない。
- ④自転車は左側部分に設けられた路側帯を通行することができるが、歩行者の通行の妨げとなる場合や、「歩行者用路側帯」(※3)は通行できない。

#### 普通自転車専用通行帯(※1)



「普通自転車の通行する場所が道路標示等によって示されている部分」

#### 自転車道(※2)



「自転車の通行のために縁石線や柵などによって区切られた車道の部分」

#### 歩行者用路側帯(※3)



### ★普通自転車が歩道を通行できるとき

- ①道路標識や道路標示によって歩道を通行できることとされているとき
- ②自転車の運転者が13歳未満及び70歳以上の者、または車道通行に支障がある障がい者のとき
- ③車道または交通状況から、通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき(道路工事等)

### ★歩道の通行方法

- ①自転車は、歩道の中央から車道寄りを徐行して進行しなければならない。  
※徐行…すぐに停止できる速度
- ②例外的に歩道通行する時も、歩行者の通行の妨げとなる場合は、自転車から降りて押し歩いたり一時停止をしなければならない。



「普通自転車歩道通行可」

神奈川県警察ホームページ、  
過去のチリリン・タイムはこちら！

